

## 令和4年度第8回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年11月8日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会の開催にあたり 農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄
護江	村 井 新 平	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
山浦	岡 山 秀 徳				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 37 号 農地所有適格法人に係る要件適格届出について  
議案第 38 号 農地法第3条の申請について  
議案第 39 号 農地法第5条の申請について  
議案第 40 号 非農地証明願いについて  
議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 42 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
報告第 5 号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに  
使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和4年度第8回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(9時40分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員と<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>並びに<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第37号から議案第42号までの6議案24件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第37号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農業委員会事務局<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>です。本日もよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>「議案第37号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る要件適格届出書の提出があったので、これを承認することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>区、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>。</p> <p>事業と概要です。1、農作物及び農産加工品の生産、集荷、販売、2、農業体験農園及び農園休憩宿泊施設の経営、運営、3、貸農園の経営、4、飲食業、5、再生可能エネルギー利用発電による売電事業、6、木材の加工、販売、7、上記各号に関するコンサルタント業、8、前各号に附带関連する一切の事業。</p> <p>構成員は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>歳、ほか<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>名です。詳細につきましては次のページに記載しております。業務執行役員は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、常勤。<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、常勤。<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、非常勤。</p> <p>取得予定農地の面積は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>㎡。</p> <p>次の3条申請の中で、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>が農地取得に当たりまして、普通の会社では農地は取得できません。農地所有適格法人という法人にならないと農地として会社登記できませんので、この届出が必要となります。どういう法人が該当するかという4つの要件があります。</p> <p>1、法人形態は農事組合法人、合資会社、合名会社、合同会社、株式会社であること。2、事業の内容は売上高の過半が農業であること。全体の売り上げのうち過半以上が農業あること。3、構成員は農業関係者や農業関連事業者であること。4、役員は役員の過半は農業に常時従事する構成員であること。役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に原則として60日以上従事することが要件となります。</p> <p>補足説明です。<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>氏は過去に農業委員の経験者です。当園の独自交配で生まれた新品種を含めて約50種類の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を生産し、販売しております。<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を多く育て、全品種で食用化の基準を毎月クリアしているとお聞きしております。こだわりの<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>を<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>で商品登録して差別化を図っています。商品としては<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>等を行っているので特に問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長	只今、「議案第37号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第37号」「農地所有要件適格法人に係る適格届出について」は、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人としてこれを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」はこれを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第38号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[ ]です。よろしくお願いします。 議案書の3ページをご覧ください。 「議案第38号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。譲受人、[ ]区、[ ] [ ]、設立[ ]年。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、台帳、現況ともに[ ]、地積[ ]㎡、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]㎡です。譲受人の経営面積はありません。理由は、相手方の要望、法人化のためです。 以上です。
議長	1番について、[ ]農地委員より説明願います。
[ ]委員	10月18日に事務局職員2名と[ ]農業委員と私とで現地確認を行いました。現場は地図で見ますと、[ ]を[ ]へ向かい[ ]から[ ]へ500m行ったところを左に曲がり、[ ]へ向かいます。その300m行ったところに[ ]があります。[ ]さんの土地のほとんどがここに集約されております。どうかよろしくお願いします。
議長	1番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	本件は特に問題ないと思われまます。慎重審議よろしくお願い致します。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回は、譲渡人が現在経営している[ ]を法人化し、併せて自身で所有している農地を法人に譲渡するとのことで、申請がありました。法人による農地の取得ということになりますが、先ほどの議案第37号にて、当法人は、農地所有適格法人であると、承認されましたので、特に問題はありません。 また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひかかる点はありません。 以上のことから、[ ]の農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。

	以上です。
議長	次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積はありません。理由は、市外在住のため、空き家取得による農業開始です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	10月20日に私と■■■■農業委員、事務局職員2名と■■■■さんの奥さんとで現地確認を行いました。場所は前回総会にかけられました案件です。空き家を取得し、これに付随した農地ですので何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。
議長	2番について、■■■■農地委員よりご意見があればお願いします。
委員	おはようございます。特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 譲渡人は、現在、高齢で市外に居住しており、農地の管理が困難な状況です。譲受人は、空き家の購入者で、空き家に付随する農地を新規に取得するため、今回の申請となりました。空き家に付随する農地の取得は、杵築市では今回20回目の案件となります。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。杵築市では、農地法第3条第2項第5号下限面積要件については、50aとされていますが、前回第7回総会の議案第34号番号1番において、空き家に付随する農地の区域指定の承認を受けており、下限面積要件は問題ありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第38号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第38号」「農地法第3条の申請について」は、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第38号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第39号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>事務局の[ ]です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>「議案第39号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、[ ]区、[ ]、[ ]、[ ]歳。転用者、[ ]区[ ]、法人、設立[ ]年。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]㎡、合計[ ]筆の[ ]㎡。申請内容、仮設事務所・仮設道路用地・土置場用地・駐車場用地・一時転用として。申請理由、近隣で行っている[ ]の公共工事仮設事務所・仮設道路・土置場・駐車場として、申請地を一時的に利用したい。</p> <p>こちらは第2種農地で、一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、[ ]農業委員より説明願います。</p>
委員	<p>先ほど事務局より説明がございましたが、10月24日に私と[ ]推進委員、事務局職員2名の4名で現地確認を行いました。[ ]の改修工事がされておりまして、事業区画をよく確認せずに仮設事務所・駐車場等を設置してしまったということで、一部追認として今回の申請となりました。非常にきれいにしていて、地主から許可を得ているという事がございますので、ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>土地所有者の[ ]さんは昭和35年に相続により農地を取得しましたが、高齢になったこともあり、数年前から休耕中となっています。今回は、近隣で行っている公共工事の際に必要な仮設事務所・仮設道路・土置場・駐車場として一時的に利用する計画です。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、本来であれば公共工事が開始された令和3年12月以前に一時転用の申請が必要でしたが、公共工事の発注者である日出水利耕地事務所と受注者である[ ]との間で事業区域の行き違いが発生したため、事後ではありますが違反状態を解消するために今回の申請となりました。このことにつきましては、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>本件は工事期間中のみの一時的な転用であることから、農業振興地域からの除外については不要となります。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は[ ]、東側は[ ]、南側は[ ]（[ ]）、西側は[ ]を挟んで[ ]にそれぞれ接しており、周辺に耕作中の農地はないため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地[ ]筆[ ]㎡に、仮設事務所[ ]棟、仮設道路[ ]か所、土置場[ ]か所、駐車場[ ]台分を設置して一時的に利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和3年12月1日から令和5年8月31日までの約1年9ヶ月を予定しており、日出水利耕地事務所及び[ ]との協議も済ませていることから転用は確実と見込まれます。</p> <p>また、一時転用期間終了後は、転用前の農地の状態に現状復旧することについても確認済みで</p>

	<p>す。</p> <p>排水計画につきましては、南側の市道側溝へ接続する予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、■■■■の自社資材を使用するため、特に費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡。申請内容、駐車場用地・庭園用地として。申請理由、自宅の駐車場と庭園が不足しているため、自宅正面の申請地に駐車場と庭園を設置して利用したい。こちらは第2種農地で、一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>10月18日に現地確認に■■■■農業委員、私と事務局職員2名の4名で行きました。申請地は■■■■■■■■■■バス停より、■■■■方面へ入る道があると思いますが、そこから700mくらい進んで■■■■方向に■■■■を右折して、そこから300mほど行った右側の南に面したところになります。■■■■さんの自宅前の土地を譲渡人の■■■■さんより購入して、庭園や駐車場として利用したいということです。そして、この土地の地目上は■■■■になっていますが、私を知る限りずっと■■■■の状態、水は水路と言いますか■■■■の管轄ではありますが、手入れされていないので水が行く状態ではなく、水がない場所です。慎重審議よろしく願います。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■■委員	今、■■■■委員が言った通りです。慎重審議よろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■■■■さんの職業は■■■■で、令和2年5月29日付で転用許可を受けて、申請地の正面に自宅を建築し居住しています。転用の目的は、自宅の駐車場と庭園が不足しているため、自宅正面の申請地に駐車場と庭園を設置して利用することです。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和2年5月の転用許可を受けて自宅を建築する際に、転用許可を得ることなく土地の一部を造成してしまったためです。このことにつきましては、転用者からの始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅の正面であり利便性が高いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、東側は■■■■、南側は■■■■・■■■■、西側は■■■■にそれ</p>

	<p>ぞれ接しており、駐車場及び庭園への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■㎡に駐車場■台及び庭園を設置して利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和5年1月15日から令和5年4月31日までの約3ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、周囲を擁壁とフェンスで覆い土砂の流出を防ぐとともに、土地を東側に下るように勾配をつけ、東側の既存側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、融資及び不足分を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書及び預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。申請内容、資材置場用地・駐車場用地として。申請理由、申請地近隣で■■■■を営むにあたり、申請地を駐車場及び資材置場として利用したい。こちらは第2種農地で、一部追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>10月24日に事務局職員2名と行政書士の方と■■■■農業委員と私で現地を確認してまいりました。場所は■■■■の近くの■■■■地区でありまして、この土地のすぐ下の空き家に■■■■さんがすでに住んでおられます。住所は■■■■ですが、■■■■の下請けの仕事の関係で杵築で土地を探していたようです。駐車場や資材置き場として利用したいという申請ですが、土地の一部に小さな建物や太陽熱温水パネルなどがありますが、それをよけて利用したいとのこと。周りの状況から見て問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■委員が説明した通り、問題ありませんので、ご審議よろしくお願い致します。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>土地所有者の■■■■さんは平成25年に相続により土地を取得しましたが、取得時点で市外に住んでおり申請地隣地の宅地と併せて管理に困っていました。一方、転用者の■■■■さんは■■■■で■■■■を営んでおり、杵築市近隣での仕事が増えたため、社宅兼作業場を探していました。そこで双方が話し合い、所有権移転をして申請地隣地の宅地を社宅として、申請地は転用申請を行い不足している駐車場及び資材置場として利用する計画です。</p> <p>なお、本件は一部追認案件です。追認案件となった理由につきましては、平成15年頃に転用許</p>

	<p>可を得ることなく、土地所有者である■■■■さんのお父さんが■■■■及び太陽熱温水光パネルを設置してしまったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、申請地とともに売買して利用する社宅から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の北側は■■■■、東側は■■■■を挟んで■■■■、南側は■■■■、西側は■■■■にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■■■筆■■■㎡に、駐車場■■台及び資材置場を設置して利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの約4ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、南東側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、土地代の一部をすでに支払い済みであり、残額については自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第39号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第39号」「農地法第5条の申請について」は、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第39号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第40号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>「議案第40号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は雑種地。転用又は耕作放棄された理由は、平成8年に父が申請地をコンクリートで舗装して駐車場を設置してしまったとのことです。</p>



	以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	10月18日、4名で現地確認に行きました。申請地は■■■■から■■■■へ向かう道沿いを500mほど進んだ■■■■の次の交差点を左折し、そこから200mほど行った右側です。ここは減反していた場所だったようですが、ここに土を入れ、コンクリートをはって駐車場として利用しているようです。周りに水田もありませんので問題のない場所だと思います。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■■■■委員	今、■■■■委員が言った通りでございます。慎重審議よろしくお願ひ致します。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を10月18日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成23年に相続により申請地を取得しています。平成8年に申請者の父が申請地をコンクリートで舗装して駐車場を設置してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番と3番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番及び3番につきましては関連性がありますので一括して説明させていただきます。</p> <p>番号2番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>続きまして、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>続きまして、議案書6ページをお開きください。</p> <p>番号3番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、以前は■■■■さんがみかんを栽培していましたが、傾斜地で生育が悪く収量も少なかったため、昭和55年から耕作を断念した。その際に杉の木を植林し、現在は雑木や雑草が生い茂ってしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番・3番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	10月20日に■■■■農業委員と事務局職員2名と私で現地確認を行いました。申請地は、■■■■の裏山になります。そこに以前ミカン栽培をしていましたが、作らなくなった際、杉の木を植えたという事です。木もだいぶ大きくなっております。その■■■■筆でありますので、よろしくお願ひします。

議長	2番・3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、■■■■推進委員が言われた通りであります。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を10月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者の関係性ですが、■■■■さんから見て■■■■さんは父、■■■■さんは母、■■■■さんは母方の祖母にあたります。</p> <p>■■■■については、昭和49年に土地改良法による換地処分により■■■■さんが取得。■■■■については、昭和27年に売買により■■■■さんが取得。■■■■については、昭和35年に交換分合により■■■■さんがそれぞれ取得しています。</p> <p>今回、■■■■さんと■■■■さん所有の土地につきましては、相続人である■■■■さん名義で、■■■■さん所有の土地につきましてはご自身の名義での申請となりました。</p> <p>以前は■■■■さんがミカンを栽培していましたが、昭和55年から耕作を断念しており、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。昭和55年に杉の木を植林してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号4番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は雑種地及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和58年に相続により申請地を取得したが、取得時点で市外に居住しており管理が困難なため耕作を断念した。■■■■については雑木や雑草が生い茂っている。■■■■については近隣農家が使用する駐車場及び進入路として、■■■■については一部駐車場として利用しているとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	<p>先ほど申しました、■■■■さんの案件になります。田につきましては空き家についていた土地になります。畑は■■■■に鉄橋があるところになります。今回河川改修で、堤防が手前にずってきまして残り少なくなった土地になりました。車を置くところがないわけなんです、ここを皆さんが出たり入ったりするのに使うとのことです。それから畑の■■■■ですが、取得した家の隣に以前は畑だったのですが、長らく手を付けてないととのことで草木が生い茂っている状況なので地目変更をしたいとのことであります。それから■■■■ですけどここは田んぼだったのですが、以前■■■■の方が■■■■で使っておりました。その駐車場がなかったと言うことで、その田んぼに鉤さいバラス等を入れて駐車場にしたと言うことで、田んぼにはできないと言う状況であります。進入路等そのままの状態で使いたいとのことです。以上です。</p>

議長	4番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■については私が■■■■にきて40年近くなるのですが、ほとんど今の状態で古民家の駐車場になっていました。■■■■に関しては■■■■も関係があるのですが、川の改修工事で土手が広がりました。もともとここはしいたけの原木が生えていたのですが、田んぼの方に土手が行きまして昔から降り口としてその横の田んぼは■■■■が耕作しており、降り口として利用させてもらっています。以上です。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を10月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、昭和58年に相続により申請地を取得していますが、相続時点で市外に居住しており管理が困難な状況でした。先ほどご審議いただきました、議案第38号農地法第3条の申請において、申請地近隣の空き家及び農地とともに売買の話がまとまったため今回の申請となりました。</p> <p>■■■■については近隣農家が使用する駐車場及び進入路として、■■■■については一部駐車場として利用しているとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号5番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成14年までみかんを栽培していたが、日照不足で収量も少なかったため耕作を断念した。現在は雑木や雑草が生い茂ってしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	10月20日に現地確認を事務局職員2名と■■■■委員、私と4名で行いました。14ページを見て下さい。■■■■方面と■■■■方面■■■■へ行くところをちょっと上がった左側に申請地があります。次のページ、平成14年までミカンを栽培していましたが、耕作が出来なくなったという事で、今現在は草木が生い茂っています。周りは山林のため陰になって農地として使えないので非農地として申請し、その後山林として管理していきたいという事です。よろしくお願いします。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	今、■■■■委員が説明した通りでございますので、十分ご審議下さい。お願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を10月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成22年に贈与により申請地を取得しています。平成14年までみかんを栽培してい</p>



	池沼については平成8年に申請地近隣にハウスを建設する際に一緒に工事を行い、現在はネギの水耕栽培の排水先として利用しているとのこと。 以上です。
議長	7番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	10月18日に■■■■農業委員、私と事務局職員2名の4名で午後2時半から現地確認を行いました。申請地は資料18から20ページにあります。■■■■を■■■■方面へ進みまして、■■■■の■■■■200mの反対側踏切を渡り、■■■■へ約3km上りまして斜め左に入った所です。写真にもあります通り、■■■■がありまして、その南側に申請地があります。申請者は■■■■さんであります。申請地は山林、池沼となっております。山林につきましては、雑木雑草が生い茂っている状況であります。池沼につきましては、■■■■の排水先として利用していきます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	7番について、■■■■農業委員よりご意見があれば願います。
■■■■委員	今、■■■■委員さんがおっしゃった通りでございます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を10月18日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成7年に売買により申請地を取得しています。山林については、平成7年に土地を購入して以降、手つかずのまま山林に、池沼については、平成8年当時に■■■■を建築する際の排水先として一緒に工事を行い、現在は■■■■の水耕栽培の排水先として利用している状況です。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのこと。 以上です。
議長	只今、「議案第40号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
■■■■委員	番号7番は当初農地を購入したときは、地目は何だったのですか。
事務局	当初農地を購入した時は、地目は畑でした。そのあと、■■■■の排水先が無かったため、検討した結果その時に新しく池を作ったと聞いております。
■■■■委員	周辺の木の方は、当時どうだったか。
事務局	当時は農地として利用していましたが、だんだんと山林化したものと思われま。
議長	ほかにご意見・ご質疑はありませんか。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第40号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。

各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第41号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書 8ページをご覧ください。</p> <p>「議案第41号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。</p> <p>ア、利用権の設定です。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は、[ ]年新規で、借人の経営面積は、畑、[ ]aです。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、借人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は、[ ]年新規。借人の経営面積は、田[ ]a、畑[ ]a、計[ ]です。</p> <p>以下同じ借人の場合は、借人の名称・設定期間・経営面積は省略させていただきます。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号5番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。設定期間は、[ ]年新規。借人の経営面積は、公社のためありません。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、[ ]、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号7番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[ ]、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号9番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>議案書8ページから10ページまでの大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[ ]筆[ ]m<sup>2</sup>となります。</p> <p>続いてイ、所有権の移転です。11ページです。</p> <p>番号10番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明、譲受人、[ ]、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。農地売買等支援事業による公社売り渡しとなります。</p> <p>集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[ ]戸、借り手農家数[ ]戸。利用権の設定面積[ ]m<sup>2</sup>、所有権の移転面積[ ]m<sup>2</sup>、計[ ]m<sup>2</sup>となります。</p>

	以上です。
議長	只今、「議案第41号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第41号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第41号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第42号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。</p> <p>「議案第42号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、■■■■、■■■■。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■■㎡です。詳細は、次の13ページ以降の農用地貸付調書をご覧ください。先ほど審議いただきました8ページから10ページの集積計画(案)において、公社に貸付けをした5番から9番までの土地を、中間管理事業により、新たな耕作者に貸付けする予定の土地の一覧となります。詳細につきましては、利用権設定の審議内容と同じでありますので、説明を省略します。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局、先ほどの「農用地利用集積計画(案)」についての詳細説明を求めます。
事務局	5番から9番までの場所については、■■■■の方から■■■■に向かう途中の丁度間ぐらいの土地で、県道沿いの所にあります。■■■■さんと言う方が、■■■■の方で、認定農家の方と貸付調書の方にはなっておりますので、そう言う方に公社の方が貸付をすると言うことで、以前から耕作していたと聞いておりますので、改めて公社の方を通して、利用権設定をすると言うことで農林水産課からは聞いております。以上です。
議長	次回からその辺についても説明をお願いします。
議長	只今、「議案第42号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」に事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第42号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第42号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第5号」がありますの

	で、事務局より報告願います。
事務局	<p>15ページをご覧ください。</p> <p>「報告第5号」「農地法第18条第6項の規定による貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ] m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。理由は貸人の都合です。</p> <p>以下同じ借人の場合は、住所・氏名及び理由等は省略をします。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ] [ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ] [ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 工藤利明。借人、[ ]区、[ ]、申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>です。理由は貸人の都合です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第8回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	(10時51分：終了)

令和4年11月8日

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

会長 \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)